

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会規約

平成19年4月27日制定

令和8年3月11日最終改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を長野市に置く。

(目的)

第3条 協議会は、農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全活動並びに農業用排水路等の施設の長寿命化のための活動の支援、推進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、多面的機能支払交付金に関する事業を行う。

第2章 会員等

(協議会の会員)

第5条 協議会は、別記1に掲げるものをもって組織する。

- 2 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得るものとする。
- 3 会員は、退会届を会長に提出し、退会することができる。
- 4 会員のほかにオブザーバーを置くことができる。

(届出)

第6条 会員は、その名称、所在地又はこの事業の実施における代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく会長にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 監事 2名

- 2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 一 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - 三 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

- 2 役員が異動等になった場合は、その後任者が総会で選任されたものとみなして役員に就任し、その仕事は前任者の残任期間とする。
- 3 仕事の途中で役員が交代した場合は、文書等で会員に通知するとともに、次期総会で報告するものとする。

(仕事満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その仕事満了し、又は辞任により退任した場合は、後任の役員が就任するまでの間、当該役員は欠員とする。

(役員の仕事)

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を仕事させることができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の30日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の仕事)

第12条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、代議員制とし、代議員は、会員市町村から地域振興局ごとに1市町村を選出するとともに、第5条第1項別記1の会員から市町村を除いた団体を代表して県がその任に当たるものとする。
- 3 代議員の仕事は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
- 4 総会の議長は、総会において出席代議員のうちから選出する。

- 5 通常総会は、毎年度1回開催する。
- 6 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 一 代議員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - 二 第8条第3項第三号の規定により監事が招集したとき。
 - 三 その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第6項第一号の規定による請求があったときは、会長は、その請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、開催の日時、場所(Web会議システムを用いて会議を開催するときは、その開催方法)、目的及び審議事項を記載した書面をもって代議員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第15条 総会(Web会議システムを用いて開催する場合を含む。)は、代議員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 代議員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、代議員として総会の議決に加わることができない。
- 6 総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使することができる。
- 7 前項の場合における第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、その代議員は、総会に出席したものとみなす。ただし、総会開催日の前日までに書面又は電磁的記録が会長に到達しないときは、無効とする。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- 二 年度事業報告及び収支決算に関すること。
- 三 多面的機能支払推進交付金に関すること。
- 四 その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の議決を必要とする。

- 一 協議会規約の変更
- 二 協議会の解散

三 会員の除名

四 役員解任

(書面又は電磁的方法による決議)

第18条 規約により総会において決議をすべき場合において、代議員全員の承諾があるときは、会員により書面又は電磁的方法による決議をすることができる。

2 規約により総会において決議すべきものとされた事項については、会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。

3 規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

4 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

一 開催日時及び開催場所

二 代議員数、当該総会に出席した代議員数及び代議員名

三 議事

四 議事の経過の概要及びその結果

五 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した代議員のうちから選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

4 前条第1項及び第2項の書面又は電磁的方法による決議においては、会長は、議事録に代えて、書面又は電磁的方法による決議に係る報告書を作成し、会員に報告しなければならない。

5 議事録及び前項の報告書並びに書面又は電磁的方法による決議に係る書面及び電磁的記録の保存期間は5年とし、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第20条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は、会長が任命する者により組織する。

3 協議会は、業務の適正な執行のため事務局長を置く。

4 事務局長は、会長が任命する。

5 協議会の庶務は、事務局長が総括する。

(業務の執行)

第21条 協議会の業務の執行については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

一 事務処理規程

- 二 会計処理規程
 - 三 文書取扱規程
 - 四 公印取扱規程
 - 五 内部監査実施規程
 - 六 その他会長が特に必要と認めた規程
- 2 前項の規程は、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第22条 協議会は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を別に定める期間、備え付けておかなければならない。

- 一 協議会規約及び前条第1項各号の規程
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- 四 その他前条第1項各号の規程に基づく書類及び帳簿

第6章 会計

(事業年度)

第23条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第24条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 日本型直接支払推進交付金
- 二 その他の収入

(資金の取扱い)

第25条 協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事務経費)

第26条 協議会の事務に要する経費は、第24条第1項第一号の多面的機能支払推進交付金及び同第二号のその他の収入をもって充てる。

(年度事業計画及び収支予算)

第27条 協議会の年度事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

- 2 会長は、緊急の場合、収支予算総額の1割以内の増減について、総会の議決を得なくても変更することができる。この場合、次期総会で報告するものとする。

(監査等)

第28条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- 一 年度事業報告書
- 二 収支計算書

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長は、その監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを5年間、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第7章 規程の変更

(規程の変更)

第29条 会長は、第21条第1項各号の規程を変更した場合は、遅滞なく長野県知事に届け出なければならない。

第8章 解散及び残余財産の処分

(事業終了後及び協議会が解散した場合の残余財産の処分)

- 第30条 第4条第1項第一号の事業が終了した場合及び協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国費相当額及びその運用益にあっては関東農政局長に返還するとともに、同条第1項第一号の事業に係る地方公共団体からの交付相当額及びその運用益にあっては、当該地方公共団体に返還するものとする。
- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て、協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第31条 要綱、要領その他この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成19年4月27日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員を選任については、第7条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第29条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 協議会の設立初年度の会計年度については、第25条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成20年3月31日までとする。
- 5 会員の名称等、事務局構成員の名称等及びオブザーバーの名称等については、構成機関・団体等の組織改正等による変更があった場合、その都度修正できるものとする。

附 則

この規約は、平成20年4月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年5月31日から施行する。

附 則
この規約は、平成24年 5 月26日から施行する。

附 則
この規約は、平成26年 4 月25日から施行する。

附 則
この規約は、平成27年 3 月24日から施行する。

附 則
この規約は、平成30年 3 月16日から施行する。

附 則
この規約は、令和 2 年 2 月13日から施行する。

附 則
この規約は、令和 3 年10月 7 日から施行する。

附 則
この規約は、令和 5 年 3 月22日から施行する。

附 則
この規約は、令和 5 年 9 月 6 日から施行する。

附 則
この規約は、令和 8 年 3 月11日から施行する。

別記1（第5条関係）

長野県

活動組織が存する市町村

長野県町村会

長野県農業会議

長野県農業協同組合中央会

全国農業協同組合連合会長長野県本部

長野県土地改良事業団体連合会